2019年5月27日

法令および定款に基づくインターネット開示事項

第65期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

株式会社ソフト99コーポレーション

法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、ご提供しているものであります。（http://www.soft99.co.jp/ir/kabunushi/）

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、企業グループ全体の統治方針として、当社グループを取り巻く各ステークホルダーとの関わり方についての行動原則となる『ソフト 99 グループ行動憲章』及び『ソフト 99 コーポレート･ガバナンス･ポリシー』を定め、管理運用しております。

これらに基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することの確保及びその他会社の業務の適正を確保するための体制として、内部統制システムを構築運用しております。その概要は以下のとおりであります。

内部統制システムに関する基本的な考え方

次に掲げる事項の達成を通して企業価値の最大化を図ることを、内部統制システムを構築していく上での基本方針とする。

①業務執行を適切に監視・監督することによる経営の効率化
②経営の実態を正確に迅速に公表することによる信頼性の向上
③リスク管理体制及び法令遵守の徹底

上記事項達成のため、代表取締役社長を委員長とし、取締役及び部門長を委員とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムの構築を推進する。

1.取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

①グループ行動憲章を制定し、代表取締役社長がその精神を伝えることにより、企業活動の礎となる法令遵守を全役職員に徹底する。
②全社的な法令遵守体制の整備及び問題点の把握に努めるため、内部統制委員会内部に、取締役会決議により選任された取締役を部会長とする法令遵守部会を設置し、法令遵守に関する重要な問題を審議し、法令遵守部会長はその結果を随時内部統制委員会と取締役会に報告する。
また、取締役は管掌部門の法令遵守に関する問題点を分析し、その対策を具体化する。
③取締役及び監査役が法令遵守上の問題を発見した場合は、すみやかに法令遵守部会に報告する体制を構築する。
④使用人が法令上疑義のある行為等について法律事務所に報告することを可能とする内部通報制度を設ける。
また、法律事務所より通報を受けた法令遵守部会は、顧問弁護士等とその内容を調査し、再発防止策を協議・決定し、全社的な再発防止策を実施する。
⑤使用人の法令・定款等違反行為については法令遵守部会から人事部門に処分を求める。
取締役及び監査役の法令・定款等違反行為については法令遵守部会長が取締役会に具体的な処分を答申する。
⑥社会の秩序、企業の健全な事業活動の脅威となる反社会的な団体・個人とは一切の関係を持たず、一切の利益を供与しない。また、総務部門に不当要求防止責任者を設置し、

不当要求等が生じた場合は、総務部門を窓口として顧問弁護士や所轄警察署と連携して適切な措置を講じる。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

①文書管理規程に基づき、取締役の職務の執行に関する諸情報を文書又は電磁的媒体(以下、文書等という)により記録に残し、保存する。

②取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①内部監査部門は、内部統制委員会と連携し、各部門の日常的なリスク管理の状況(リスクに対する適切な判断と対処状況)を監査し、随時、内部統制委員会及び取締役会に報告する。

②内部統制委員会内部に危機管理部会を設置し、代表取締役社長を同部会の部会長、総務担当取締役を同副部会長とし、危機管理の強化を推進する。

③経営に重大な影響を与える事態を把握した場合には、代表取締役社長を長とする危機管理対策本部を設置し、外部専門家等とも連携し、迅速かつ適切な対応を行う。

4.取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われることを確保するための体制

各取締役は、管掌部門の的確なリスク管理を行い、以下①～④の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

①取締役会規程、職務権限規程、業務分掌規程、稟議規程等に基づく職務権限の分配・意思決定ルールを徹底検証する。

②取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく部門毎の業績目標と予算を設定する。

③月次・四半期業績はＩＴを積極的に活用したシステムにより迅速に管理会計としてデータ化し、担当取締役及び取締役会に報告する。

④取締役会による月次業績の精査と改善策を実施する。

監査役は上記①～④に関する取締役の職務の執行の適正・効率性について監査する。

5.当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①関係会社管理規程その他関連規程に基づき、子会社の内部統制の統括は内部統制委員会とし、内部監査、経営企画、人事、総務の各部門と連携し、各子会社の内部統制の構築、運用状況を定期的に確認、把握、評価するとともに必要に応じて改善のための支援を行う。また、内部監査部門は内部監査を行い、各子会社の職務執行状況等に関して検証し各社と協議のうえ改善を図り、内容について当社代表取締役に報告する。

②内部統制委員会が当会社同様の手法により子会社のリスクを総括的に管理する。

③各子会社間との定期的なヒアリング及びグループ全体の経営会議開催により、事業状況の報告を求め、経営・財務等の内容を適切に把握し、重要事項については事前協議を行う。

④必要に応じて当社の取締役又は使用人に子会社の取締役を兼務させ、当該兼務者から、子会社の取締役会及び代表取締役の職務執行状況等を報告させる。
⑤グループ中期経営計画等を策定し、それに則り主要経営目標等の設定及び進捗について定期的な管理、検証を行う。
⑥子会社に対して、グループ行動憲章の周知徹底、法令遵守に関する社内研修等の啓蒙活動及び内部通報制度の運用によりグループ全体としての統制環境の強化に努める。
6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
①監査役は、使用人に対して監査業務に必要な事項を指示することができるものとする。
②監査役から、監査業務に必要な指示を受けた使用人はその指示に関する限りにおいては、取締役の指揮命令を受けないものとし、補助使用人には、監査役に同行し取締役会やその他の重要会議に出席する機会を確保する。
7.取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
次に定める事項を監査役に遅滞なく報告する。
①会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
②毎月の経営状況として重要な事項
③内部監査の状況及びリスク管理に関する重要な事項
④法令・定款の違反に関する事項
⑤内部通報制度の通報状況及び内容
⑥その他法令遵守に関する重要な事項
⑦上記のほか監査役がその職務遂行上報告を要すると判断した事項
8.子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
①子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、子会社の取締役会もしくは監査役を介して又は直接に、当社の取締役、監査役、使用人に報告することができる体制を整備する。
②報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを保証する。
9.監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項監査役がその職務の執行について発生する諸費用の前払い又は支出した諸費用等の償還や、負担した債務の弁済を請求した際は、その費用等が監査役の職務の執行に基づき発生したものでないことを当社が証明できる場合を除き、すみやかにこれに応じる。
10.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
①監査役は、取締役又は使用人に対して、適宜必要な調査・報告等を要請することができる。

②監査役は、取締役又は使用人が開催する諸会議に適宜出席することができる。
③必要に応じ、専門分野別の弁護士、公認会計士等を招聘し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

11.財務報告の信頼性を確保するための体制

財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保し、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のために必要な体制を整備する。

また、統制システムの有効性を定期的に評価し、その評価結果を取締役会に報告し、適切な運用及び継続的な改善を行う。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

①取締役会を 15 回開催し、法令等に定められた事項や経営にかかわる重要な事項を決定するとともに、取締役間の意思疎通を図り相互に業務執行を監督しました。また、取締役会には独立社外取締役・監査役・独立社外監査役が参加し、各ステークホルダーの立場から客観的な助言･提言を行うことで、受託者責任を踏まえた合理的な取締役会運営を行ってまいりました。
②監査役会を 12 回開催し、監査方針や監査計画を協議決定するとともに、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守状況について監査しました。
③グループ経営会議を２回開催し、中期経営計画及び各年度予算の執行状況を評価しました。
④内部監査部門は、内部統制システムが適切に機能しているか、不正が行われていないか、改善すべき事項はないかなど、独立した立場から検証し、各部門に対して定期的に業務監査を実施しました。
⑤会計監査人、監査役及び内部監査部門は連携に努め、情報交換会を年 3 回行い、適宜情報交換を行っております。
⑥法令、社内規程等の違反を報告するための通報窓口を社内及び社外に設け、通報者の保護を徹底するとともに違反等の早期発見と是正に努めています。

（本事業報告中の記載数字は、金額及び株式数につきましては、表示単位未満を切り捨て、比率その他につきましては、四捨五入して表示しております。）

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

イ．連結子会社の数	９社
ロ．連結子会社の名称	上海速特９９化工有限公司 アイオン㈱ アスモ㈱ ㈱ソフト９９オートサービス ㈱くらし企画 アライズ㈱ ㈱オレンジ・ジャパン ㈱アンテリア ㈱ハネロン

②非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、上海速特９９化工有限公司の決算日は、2018 年 12 月 31 日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、2019 年１月１日から 2019 年３月 31 日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券の評価基準及び評価方法	
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）
時価のないもの	総平均法による原価法
ロ．たな卸資産の評価基準及び評価方法	
商品及び製品・仕掛品・原材料及び貯蔵品	当社及び国内連結子会社は主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を、また、在外連結子会社は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）　当社及び国内連結子会社は主として定率法を、また在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。
ただし、当社及び国内連結子会社は1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては、定額法を採用しております。

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）　定額法を採用しております。

ハ．リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．役員退職慰労引当金　当社及び一部の連結子会社の役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑤その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理の方法

ⅰ．退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ⅱ．数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理することとしております。

ⅲ．未認識数理計算上の差異の会計処理方法
未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ⅳ．国内連結子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ．収益及び費用の計上基準
ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

ハ．のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、５年間の定額法により償却を行っております。

ニ．消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第 28 号　平成 30 年２月 16 日）を当連結会計年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 追加情報

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、2018 年 11 月 22 日開催の取締役会において、「従業員持株会支援信託ＥＳＯＰ」（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議いたしました。

本制度の導入に伴い、当社は、2018 年 12 月 10 日付で、第三者割当により、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）（以下、「信託口」といいます。）に対し、自己株式 222,800 株を譲渡しております。

なお、当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 30 号　平成 27 年３月 26 日）を適用し、当社から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識し、信託から従業員持株会に売却された株式に係る売却差損益、信託が保有する株式に対する当社からの配当金及び信託に関する諸費用の純額を負債に計上しております。

(1) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託口に残存する当社株式の信託における帳簿価額は、当連結会計年度において 191,431 千円で、純資産の部に自己株式として計上しております。また、当該自己株式の期末株式数は、192,200 株となっております。

(2) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度末 196,899 千円

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　15,003,204　千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額 965,556 千円が含まれております。

(2) 国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は、建物及び構築物 9,782 千円であります。

(3)「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年３月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成 13 年３月 31 日公布法律第 19 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額より繰延税金負債相当額を控除した額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・同法律第３条第３項に定める再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成 10 年３月 31 日公布政令第 119 号）第２条第１項に定める近隣の公示地価に基づき、合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日　2002 年３月 31 日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　△1,932,366　千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	22,274,688 株	－	－	22,274,688 株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (円)	１株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018 年６月 27 日 定時株主総会	普通株式	238,813,256	11.0	2018 年３月 31 日	2018 年６月 28 日
2018 年 10 月 31 日 取締役会	普通株式	238,813,256	11.0	2018 年９月 30 日	2018 年 12 月３日

(注) 1. 2018 年３月 31 日基準日の配当金の総額には、「従業員持株会支援信託ＥＳＯＰ」に係る信託口が保有する当社株式 61,200 株に対する配当金 673,200 円が含まれております。

2. 2018 年９月 30 日基準日の配当金の総額には、「従業員持株会支援信託ＥＳＯＰ」に係る信託口が保有する当社株式 27,500 株に対する配当金 302,500 円が含まれております。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (円)	１株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019 年６月 26 日 定時株主総会	普通株式	263,197,152	12.0	2019 年３月 31 日	2019 年６月 27 日

(注) 2019 年３月 31 日基準日の配当金の総額には、「従業員持株会支援信託ＥＳＯＰ」に係る信託口が保有する当社株式 192,200 株に対する配当金 2,306,400 円が含まれております。

６. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、余裕資金については安全性の高い預金及び有価証券で運用をしております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿って期日管理及び与信管理を行い、主な取引先の信用状況を半期毎に把握する体制としています。なお、資金調達は自己資金によっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度の連結決算日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (*)	時　価 (*)	差　額
現金及び預金	17,496,390	17,496,390	－
受取手形及び売掛金	3,786,044	3,786,044	－
有価証券	200,110	200,110	－
投資有価証券	6,096,064	6,096,064	－
支払手形及び買掛金	(1,121,812)	(1,121,812)	－
未払金	(508,507)	(508,507)	－
未払法人税等	(323,407)	(323,407)	－
長期借入金	(196,899)	(196,899)	－

(*) 負債に計上されているものについては、(　　)で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

①「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「未払金」並びに「未払法人税等」

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいため当該帳簿価額によっております。

②「有価証券」及び「投資有価証券」

これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。

③「長期借入金」

「従業員持株会支援信託ＥＳＯＰ」の導入に伴う信託口における金融機関からの借入金であります。これは変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

④「デリバティブ」

該当するものはありません。

2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額 84 千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券」には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは大阪府や東京都を中心に賃貸オフィスビルや賃貸商業施設、賃貸住宅、賃貸駐車場を所有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は 193,489 千円（主として賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産に関する事項

連結貸借対照表計上額	時　　価
7,059,550　千円	7,440,152　千円

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	2,162.14　円
(2) １株当たり当期純利益	85.81　円

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

イ．子会社株式	総平均法による原価法
ロ．その他有価証券	
時価のあるもの	事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）
時価のないもの	総平均法による原価法

②たな卸資産

商品及び製品・仕掛品・原材料及び貯蔵品	主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産	定率法 ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては、定額法を採用しております。
②無形固定資産	自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法、それ以外の無形固定資産については定額法によっております。

(3)引当金の計上基準

①貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
②退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 過去勤務費用の額は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により費用処理することとしております。 なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
③役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5)消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第 28 号　平成 30 年２月 16 日）を当事業年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 追加情報

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結注記表（追加情報）に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　8,486,151　千円

(2) 国庫補助金等により取得した建物の取得価額から控除した圧縮記帳累計額は 7,665 千円であります。

(3) 関係会社に対する金銭債権又は債務

①短期金銭債権	19,481　千円
②短期金銭債務	91,865　千円
③長期金銭債権	2,016,878　千円

(4)「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年３月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成 13 年３月 31 日公布法律第 19 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額より繰延税金負債相当額を控除した額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・同法律第３条第３項に定める再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成 10 年３月 31 日公布政令第 119 号）第２条第１項に定める近隣の公示地価に基づき、合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日　2002 年３月 31 日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△1,932,366　千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	189,341　千円
仕入高	897,564　千円
販売費及び一般管理費	22,062　千円
営業取引以外の取引高	26,750　千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	533,792　株

(注) 上記には、「従業員持株会支援信託ＥＳＯＰ」に係る信託口が保有する当社株式 192,200 株が含まれております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

繰延税金資産	
未払費用	97,988
未払事業税	14,880
たな卸資産評価損	7,549
減損損失累計額	20,585
会員権評価損	14,024
退職給付引当金	152,205
役員退職慰労引当金	48,087
関係会社株式等評価損	634,260
関係会社貸倒引当金	115,010
その他	17,851
繰延税金資産小計	1,122,441
評価性引当額	△843,006
繰延税金負債との相殺	△279,435
繰延税金資産合計	－
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△492,553
繰延税金負債小計	△492,553
繰延税金資産との相殺	279,435
繰延税金負債合計	△213,118
繰延税金負債の純額	△213,118

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱ソフト99オートサービス	所有 直接 100%	資金の貸付 貸付金の回収 利息の受取(注1)	250,000 千円 117,000 千円 1,852 千円	関係会社 長期貸付金	391,878 千円
子会社	アスモ㈱	所有 直接 100%	貸付金の回収 利息の受取(注1)	20,000 千円 5,270 千円	関係会社 長期貸付金 (注2)	866,000 千円
子会社	アライズ㈱	所有 直接 100%	貸付金の回収 利息の受取(注1)	2,520 千円 398 千円	関係会社 長期貸付金 (注2)	65,700 千円
子会社	㈱オレンジ・ジャパン	所有 直接 100%	貸付金の貸付 貸付金の回収 利息の受取(注1)	80,000 千円 4,000 千円 2,366 千円	関係会社 長期貸付金 (注2)	423,300 千円
子会社	㈱ハネロン	所有 直接 100%	貸付金の回収 利息の受取(注1)	30,000 千円 1,717 千円	関係会社 長期貸付金	270,000 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注） 1. 資金の貸付利息については、市場金利を勘案して決定しております。

2. 子会社への長期貸付金に対し、8,000 千円の貸倒引当金を戻し入れ、371,000 千円の貸倒引当金を計上しております。

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	1,930.62　円
(2) １株当たり当期純利益	62.32　円

10. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。